

## R 8 森林 森林整備業務トータル管理システム 運用保守業務 特別仕様書

### 1 総 則

本業務は、委託契約書、本仕様書及び甲との打合せ等によって進めるものとする。

### 2 目 的

徳島県農林水産部森林土木・保全課が使用する「森林整備業務トータル管理システム」の運用支援業務、仕様変更業務、使用するデータの更新と保守、問い合わせ処理等を行うものとする。

なお、システムの稼働に必要な装置については甲で準備する。

### 3 業務場所

乙の事業所で作業可能なものについては、乙の事業所で行うものとする。ただし、甲の装置で作業をする必要がある場合や、仮想サーバの保守作業等を行う場合は、次の場所で行うものとする。

また、甲の都合によりこれ以外の場所で業務を行う必要が生じたときは、別途甲から指示する。

#### <業務場所>

徳島県企画総務部 情報政策課（仮想サーバ）  
農林水産部 森林土木・保全課  
徳島市万代町1丁目1

### 4 システムの構成

森林整備業務トータル管理システムは、次のシステムにより構成される。ただし、仕様内容等は、運用中に変更することがある。

#### (1) 治山トータル管理システム

ア 対応 OS Windows10、Windows11  
イ システム利用クライアント 約 20 台  
ウ ミドルウェア等 FcLibrary 等

#### (2) 治山 GIS システム

ア 仮想サーバ 1 台 (OS Windows Server 2019)  
イ 対応 OS Windows10、Windows11  
ウ システム利用クライアント 約 20 台  
エ ミドルウェア等 FcLibrary、PELGIS 等

#### (3) 林道トータルシステム

ア 仮想サーバ 1 台 (OS Windows Server 2019)  
イ 対応 OS Windows10、Windows11  
ウ システム利用クライアント 約 20 台  
エ ミドルウェア等 FcLibrary、PELGIS 等

### 5 業務内容

#### (1) 運用支援

ア システムの管理等  
（ア）システムの履歴管理  
（イ）各ミドルウェアの動作確認及びバージョン管理  
（ウ）その他関連する業務  
イ システム管理者に対する連絡等  
（ア）改訂及びバージョン情報等の連絡

- (イ) 操作マニュアル及び関連資料等の提出
- (ウ) システム運用マニュアル等関連資料の改訂
- ウ データの集計及び解析
  - 甲の業務に関するシステム内データの集計及びデータの解析作業

(2) 保守作業

- ア 問合せ対応
  - (ア) システム運用で発生する各種問合せ対応
  - (イ) 操作指導及び運用指導
- イ システム復旧に関する業務
  - (ア) 原因の解明及び障害復旧方法の立案
  - (イ) 障害の起因にかかわらず、障害復旧に必要な対応又は支援
  - (ウ) 障害復旧後、障害対応状況報告書を作成及び提出
- ウ システムの関連機器等の整備に関する業務
  - (ア) システムの稼働状況の把握
  - (イ) ソフトウェア及び機器増設に関連する調査並びに計画立案又は支援
  - (ウ) ソフトウェア及び機器導入、インストール及び動作確認
  - (エ) サーバの更新等（ミドルウェア等のバージョンアップを含む。）
- エ セキュリティ管理に関する業務
  - (ア) ネットワークのセキュリティ設定及び管理等
  - (イ) サーバ OS の Update 等修正ファイルの配布及び適応等

(3) 仕様変更

- ア 画面構成や出力帳票の変更等のプログラムの仕様変更
- イ 仕様変更した内容についての検収
- ウ 甲の動作確認の支援

6 管理技術者

- (1) 乙は、次のいずれかの条件を満たす者を本業務の技術上の管理を行う管理技術者として定め、書面によりその氏名その他必要な事項を契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に甲に通知しなければならない。なお、管理技術者を変更したときも同様とする。（様式自由）
  - ア 過去5年以内に元請けとして地方公共団体のシステム等の運用保守業務実績があり、その業務に通算で1年以上従事した者。
  - イ 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第37条に規定する別表に掲げる次に記載のいずれかの試験に合格した者
    - (ア) ITストラテジスト試験
    - (イ) システムアーキテクト試験
    - (ウ) プロジェクトマネージャ試験
    - (エ) ネットワークスペシャリスト試験
    - (オ) データベーススペシャリスト試験
    - (カ) ITサービスマネージャ試験
  - ウ 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第15条の規定に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けている者
  - エ 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の資格を有し、技術士登録簿に技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）に定める情報工学部門で登録されている者
- (2) 乙は、管理技術者の設置条件について確認できる資料を甲へ提出しなければならない。

- (3) 乙は、管理技術者と乙との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を甲に提示しなければならない。

## 7 業務の実施

- (1) 甲との連絡を密にし、手戻りが生じないようにすること。また、業務は信義をもって、誠実に行うこと。
- (2) 甲が中間資料の提出を求める場合があるので、資料等図書は常に整理し、提出を求められた場合は、遅滞なく提出するものとする。
- (3) 業務は、限られた期間での作業を伴うため重複作業が可能な作業については、作業効率化のため複数人での作業を可能とする。ただし、重複作業期間については専任の技術者を1人配置しなければならない。
- (4) 当該業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。  
この場合は、下請人の名称その他必要な事項を甲に書面によって通知するものとし、その作業中は必ず乙（乙の使用人又は指定する者を含む。以下この項については同じ。）も立会うものとする。
- (5) この業務に必要な庁舎管理者等との打合せは甲が行うが、甲から打合せ立会いを求められた場合は、乙も必ず出席するものとする。  
また、甲から打合せに必要な資料等の作成を指示された場合は、速やかに行うものとする。
- (6) 本業務に必要な関係機関等との打合せは、乙において行うものとする。
- (7) 本業務の履行に当たり、乙の原因で第三者に損害を与えた場合は、乙が処理するものとする。
- (8) 業務の履行は、保安、公衆衛生等に関する諸法規を遵守するとともに、業務の安全に留意し、傷病、災害、事故等の防止に努めなければならない。
- (9) 委託業務内容に疑義が生じた場合は、甲に報告し、指示を受けるものとする。

## 8 成果報告

5に記載した内容に関する図書等及び必要と思われる図書等  
必要部数 紙媒体1部 電子媒体1部（CD-ROM若しくはDVD）  
注）詳細については、別途甲から指示するものとする。

## 9 その他

- (1) この業務に関する保証期間は、業務完了後1年間とする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。
- (2) 内容に大幅な変更があった場合は、甲と乙で協議を行い、変更契約を締結する場合がある（軽微な変更の場合は行わないものとする。）。
- (3) 乙がシステム開発元から、システムに関する教育を受ける費用及び引継ぎに要する費用は、本契約に含まれるものとする。
- (4) 情報政策課及び森林土木・保全課までの交通費は、乙の負担とする。